

令和 8 年度以降に 大学改革支援・学位授与機構が実施する 大学機関別認証評価について

令和 8 年度以降に実施する大学機関別認証評価等説明会

令和 6 年10月

大学改革支援・学位授与機構

目次

スライド

<u>認証評価とは</u>	・ ・ ・ 3
令和 8 年度以降に当機構が行う <u>大学機関別認証評価のポイント</u>	・ ・ ・ 8
3 巡目からの変更点を踏まえた <u>実施大綱について</u>	・ ・ ・ 18
3 巡目からの変更点を踏まえた <u>大学評価基準について</u>	・ ・ ・ 38

※「Ctrl」キーを押しながら左クリックで各項目の最初のページに移動できます。

認証評価とは

学校教育法第109条（平成14年改正による）

大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項及び第五項において「教育研究等」という。）の状況について **自ら点検及び評価**を行い、その**結果を公表**するものとする。

2 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、**文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）**による評価（以下「**認証評価**」という。）を受けるものとする。

認証評価とは（令和元年度の学校教育法改正）

学校教育法第109条（令和2年4月1日施行）

（新設）

- 5 第二項及び第三項の認証評価においては、それぞれの認証評価の対象たる教育研究等状況（括弧内略）が大学評価基準に**適合しているか否かの認定**を行うものとする。
- 6 **大学は**、教育研究等状況について大学評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定（次項において**「適合認定」**という。）を受けよう、その教育研究水準の向上に努めなければならない。
- 7 **文部科学大臣は**、大学が教育研究等状況について適合認定を受けられなかったときは、当該大学に対し、当該大学の教育研究等状況について、報告又は資料の**提出を求める**ものとする。

認証評価は大学の教育の質を保証

◆内部質保証

- 大学の質保証は、第一義的には、その大学自身が行うもの。
- 1991年：自己点検・評価の努力義務化
- 1999年：設置基準において義務化・外部検証の努力義務化
- 2002年：学校教育法において自己点検・評価の義務化

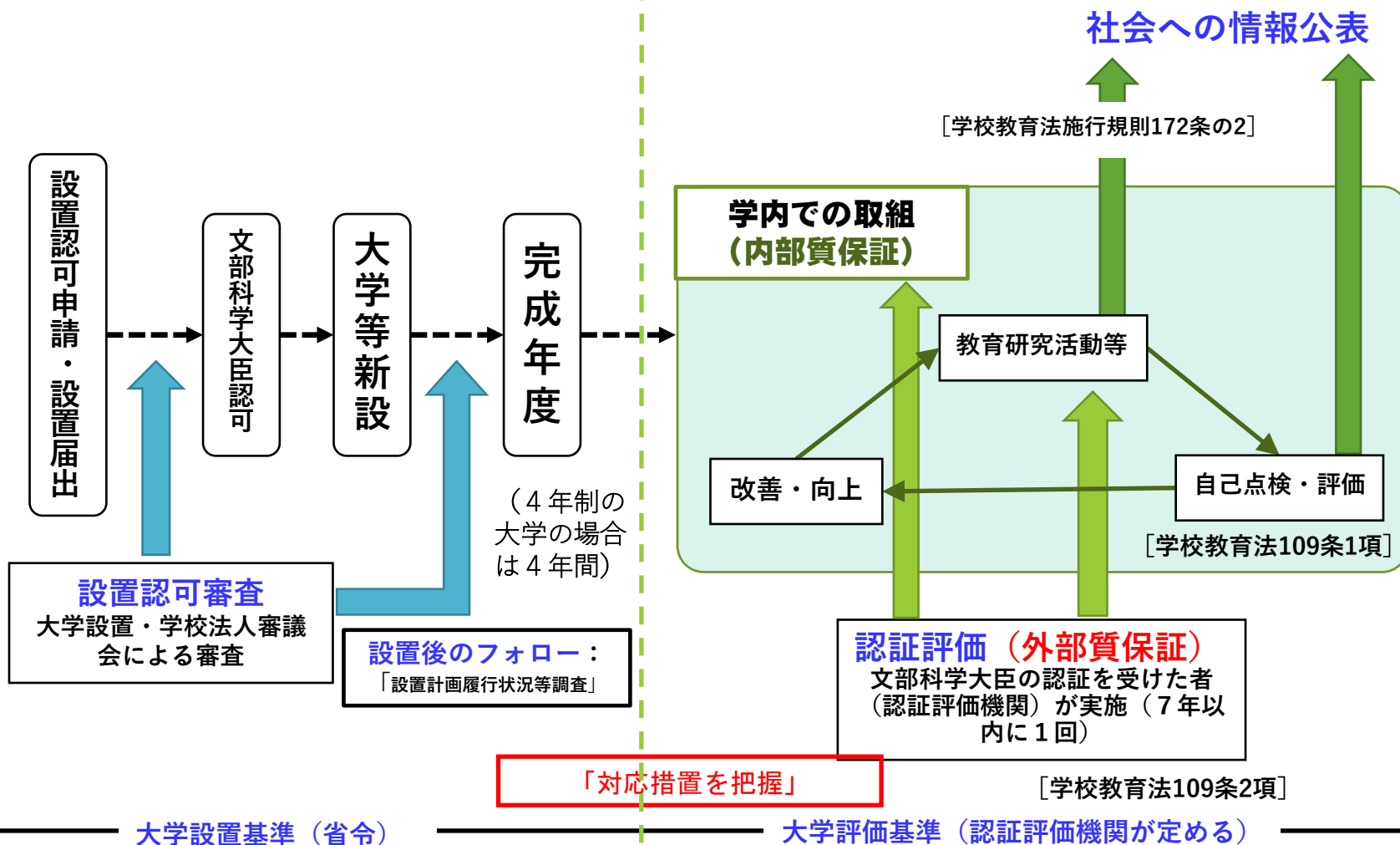
◆外部質保証（第三者機関による質保証）

- 2004年：学校教育法において認証評価の義務化
- 2018年：細目省令において内部質保証の認証評価の義務化
- 2020年：学校教育法において適合認定の規定、大学の義務、
行政の義務を明文化
- 質保証の2段階モデル：大学設置基準による設置認可（事前規制）と大学評価基準による認証評価（定期的な事後確認）どちらも「基準」を設けて評価する。
- 認証評価は、個々の大学の質を保証するとともに、日本の大学システムの質を保証する。

日本における高等教育質保証のシステム： 設置認可と大学評価

[大学の設置申請から完成年度までの質保証]

[恒常的な質保証]



令和 8 年度以降に
大学改革支援・学位授与機構が行う

大学機関別認証評価

参照資料:

『大学機関別認証評価:実施大綱(令和6年9月改訂)』

『大学機関別認証評価:大学評価基準(令和6年9月改訂)』

留意事項

この説明会中

令和 8 年度以降に行う大学機関別認証評価を
「**4 巡目**」と称します。

令和元～7 年度の大学機関別認証評価を
「**3 巡目**」と称し、
3 巡目の評価基準は
「**旧基準**」と称します。

今回の説明の範囲

実施大綱

大学評価基準



9/30 文部科学省
届出済

今回の説明対象

パブリックコメントへのご協力ありがとうございました。

自己評価実施要項

別紙様式、根拠資料・データについて

評価実施手引書

訪問調査実施要項

追評価実施要項



新たな実施大綱、
大学評価基準を
もとに検討中



R8年度版は
R7.3 公表予定

4 巡目のポイント

1. 評価基準の構成や実施体制等については基本的に
3 巡目を踏襲
2. 評価の質を維持することに留意し負担軽減
3. 内部質保証に関する基準は引き続き重点評価項目
として設定
4. 令和4年9月の大学設置基準改正、令和6年3月の
細目省令の改正等を踏まえ、評価基準等を整理

1. 評価基準の構成や実施体制等については基本的に3巡目を踏襲（スライド18～）

- 7年以内に1回受審いただく。
- 大学による自己評価をもとに、教育活動を中心とした22（現在27）の基準について評価委員が「満たしているかどうか」を判断（第三者評価）。
- 書面調査だけでなく、訪問調査により1）施設、授業実施状況の確認、2）責任者、教職員、学生らから意見聴取なども実施。
- 自己評価書の形式はエビデンス中心の3巡目を踏襲する予定で検討中。

4 巡目の基準の構成

『大学機関別認証評価：大学評価基準（令和6年9月改訂）』

27から22に削減

教育活動を中心として大学の教育研究活動等の総合的な状況を評価するために、6領域に分類される22の基準から構成

- 領域 1 教育研究上の基本組織等に関する基準
- 領域 2 内部質保証に関する基準
- 領域 3 財務運営及び情報公表等に関する基準
- 領域 4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準
- 領域 5 学生の受入に関する基準
- 領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

※内部質保証に係る基準のうち大学評価基準で定めるものについては、【重点評価項目】として位置付け

2. 評価の質を維持することに留意し負担軽減

- 基準数は現行の27から22に削減。
- 「領域 6 教育課程と学習成果に関する基準」については、各大学に備わっている教育の内部質保証体制（「領域 2 内部質保証に関する基準」参照）において自律的、組織的、継続的に点検・改善を行っていただいているため簡素化を検討中。

3. 内部質保証に関する基準は引き続き重点評価項目として設定

- 内部質保証の体制（基準2－1）、手順（基準2－2）の明文化およびそれらが有効に機能していること（基準2－3）は重点評価項目としている。
- 重点評価項目として位置付ける内部質保証の体制又は手順を整備していないと確認した場合には、他の基準の状況如何に関わらず大学評価基準に適合していないと判断する。
- 有効に機能している（基準2－3）ことが確認できない場合には「改善を要する点」の候補となる。

領域 2：内部質保証に関する基準

基準 2－1 【重点評価項目】

内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

基準 2－2 【重点評価項目】

内部質保証のための手順が明確に規定されていること

基準 2－3 【重点評価項目】 旧基準 2－4 を統合

内部質保証が有効に機能していること

基準 2－4 旧基準 2－5：3 巡目からの変更点あり

組織的に、教員の質及び教育研究活動を補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること

4. 令和4年9月の大学設置基準改正、 令和6年3月の細目省令の改正等を踏まえ、 評価基準等を整理

- 設置基準改正

教育研究実施組織、基幹教員、校地、校舎等の施設及び設備、教育課程等に係る特例制度等

- 細目省令改正

イ：継続的な研究成果の創出のための環境整備

ロ：学修成果の適切な把握及び評価

※3巡目後半から原則的に対応済み

3 巡目からの変更点を踏まえた 実施大綱について

参照資料:

『大学機関別認証評価:実施大綱(令和6年9月改訂)』

実施大綱の目次

- 1 評価の目的
- 2 評価の基本的な方針
- 3 大学評価基準の構成**
- 4 評価の実施体制
- 5 評価の実施方法**
- 6 評価結果の公表
- 7 改善状況の継続的確認
- 8 追評価
- 9 情報公開
- 10 評価の時期
- 11 評価のスケジュール**
- 12 評価費用
- 13 大学評価基準等の変更

実施大綱の主な変更点

3 大学評価基準の構成

大学評価基準の見直しに基づき修正。

5 評価の実施方法

「内部質保証が優れて機能していると判断した場合には特に高く評価する」とする規定を削除。

⇒個別に優れた取組があれば引き続き取り上げつつも、内部質保証体制として機能しているかどうか重点を置くこととする。

11 評価のスケジュール

自己評価書提出前の評価前年度末から評価年度6月頃にかけて、対象校の希望を受けて個別の相談（自己評価書の作成方法の確認等）に応じており、これを「大学別研修」として評価スケジュールに位置付け、必要に応じて開催。

大学機関別認証評価の目的

3 巡目から変更なし

1. 大学の教育研究活動等の質を保証すること。
2. 大学それぞれの目的を踏まえて教育研究活動等の質の向上及び改善を促進し、個性を伸長すること。
3. 大学の教育研究活動等の状況について、社会の理解と支持が得られるよう支援すること。

基本的な方針 1：大学評価基準の策定

3 巡目から変更なし

- ◆大学の教育研究活動等の質を保証するために、「大学評価基準」を策定し、その総合的な状況进行评估
- ◆基準に適合していることを、第三者が確認、公表することで社会に対して大学の質を保証
- ◆大学評価基準の策定にあたっては、大学関係者のみならず、広く社会に意見を聞き、大学の教育研究活動等への理解を深められる評価基準を策定

基本的な方針 2：教育活動を中心とした評価

3 巡目から変更なし

- ◆評価の対象は教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の総合的状况（学校教育法第109条第2項）
- ◆ただし、認証評価においては、すべての大学が行っている教育活動を評価の中心とする。

学校教育法第83条第1項

広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道德的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

基本的な方針 3：個性の伸長と質の向上 及び 改善に資する評価

3 巡目から変更なし

- ◆ 質の改善を具体的に促すために、改善を要する事項があれば、**改善を要する点**として指摘
- ◆ 質の向上を促すために、優れた成果が確認できる取組について**優れた点**として明示
- ◆ それぞれの大学が設定する目的を踏まえて、教育研究活動等における取組とその**成果**を評価
- ◆ 改善を要する点に対する**対応状況を継続的に確認**

細目省令第1条第1項第5号

認証評価の結果において改善が必要とされる事項を指摘された大学の教育研究活動等の状況について、当該大学の求めに応じ、再度評価を行うよう努めることとしていること。

基本的な方針4：内部質保証の重視

内部質保証：

大学が継続的に、自ら教育研究活動等の点検及び評価を行い、その結果を改善につなげることにより、質を維持し向上を図る仕組み、すなわち内部質保証の体制が整備され機能していることを**重点的に評価**

- 体制が整備されていない ⇒ 大学評価基準に適合していない

◆自己評価書には、内部質保証活動の一環として行われた自己点検・評価の結果とそれに対する対応及びその根拠となる資料・データ等の記載を求める。

◆ただし、自己点検・評価を大学は20年以上行っており、その体制の強化を大学に求めることは「細目省令」の趣旨ではない。

⇒ 4 巡目においても引き続き体制整備を確認した上で、
改善向上との結びつきを確認する。

【3 巡目からの主な変更点】

実施大綱において「内部質保証が優れて機能していると判断した場合には特に高く評価する」とする規定を削除

基本的な方針5：学習成果を重視した評価

基本的に3巡目から変更なし

- ◆学生の身に付けた知識や能力、経験の質の重要性を踏まえ、学習成果を重視
 - 学習成果の測定、把握の状況(すなわち、成績評価とそれに基づく学習指導)を確認
 - 卒業・修了の状況（卒業率等）、資格取得（教育、医療、社会福祉等）の状況、卒業論文等の質を評価
 - 学生をはじめとする各関係者からの意見聴取などを通じて、学習成果を重視した評価を実施。

関係者への意見聴取については、各大学の内部質保証体制（領域2）の中に組み込まれているので重複して領域6で確認しない方向で調整中。

基本的な方針6：大学関係者等による 公正な評価

3 巡目から変更なし

- ◆大学における教育研究活動という高度に専門的な分野における評価を適切に実施するために、これらの活動について経験と識見を有する者（ピア）、すなわち大学管理者及びその経験者、大学教員等が中心となって評価。

⇒ ピアレビュー

- ◆社会の幅広い理解と支持を得つつ、その関心を反映できるように、社会、経済、文化等各方面の有識者等の関与を求めるとともに、個別の判断の根拠を明示し透明性を高め、かつ、大学関係者による利益相反（関係大学の評価への介入、現状を安易に是認すること等）を排除して、公正性を担保。

基本的な方針 7 : 国際的な質保証の 動向との整合性

3 巡目から変更なし

- ◆大学評価基準の策定及び評価の実施にあたって、高等教育の質保証に関して国際的に標準的な視点と手法との整合性を取り、国際的にも参照される評価を実施
 - マレーシア資格機構との学士課程の評価プロセスの同等性に係る共同比較調査及びそれにもとづく相互信頼の共同声明（2017）
- ◆各国、各地域の高等教育質保証は見直しの時期にはいりつつあるので、動向の把握が重要
 - 各国評価機関との定期的な情報交換
 - 各国の動向の把握：ESG（2015年版）の今後の再改訂に向けた動き、米国の動向（単位の実質化、アクレディテーション機関の規制等）、発展途上国における高等教育・質保証制度の整備等

高等教育質保証に係る国際的動向

◆ 学習成果と雇用可能性（employability）

- 米国における展開（College PortraitからCollege Scorecardへ）
- Competencyを基礎とする学習成果の評価

◆ 画一基準・ピアレビューによる定期的評価から指標を活用したリスクベース評価への移行

- 英国、オーストラリアにおける取組

◆ 機関別評価とプログラム認定

- オランダ、ドイツにおける両者の組み合わせ
- 台湾におけるプログラム認定の任意化

◆ 高等教育資格の承認

- 高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約（東京規約）と世界規約の発効

⇒ 日本公式の国内情報センター（NIC）として

「高等教育資格承認情報センター（NIC-Japan）」を運営（2019年9月～）

- 学生流動性促進の中での対応（入学資格や学位の円滑な承認、ディプロマサプリメント、電子証明書等）

評価の方法：概要

3 巡目から変更なし

- ◆大学は、自己評価を実施し、その結果を用いて自己評価書を作成する。
- ◆機構は、自己評価書进行分析し(書面調査)、実地調査（訪問調査）を実施し、基準ごとの判断を行い、それを総合して大学評価基準に適合しているか否かの判断を評価結果として決定し、社会に公表し、大学等に通知する。

※自己評価の位置付けの変化

- ・ 内部質保証の一環としての自己（点検）・評価は、あえていえば、評価の対象
- ・ 認証評価における自己評価書の作成と提出は認証評価の一部

評価の方法：書面調査と訪問調査

- ◆ 評価は、書面調査及び訪問調査により実施する。
 - ◆ 書面調査は、各大学が作成する自己評価書（根拠資料・データを含む）の分析、及び機構が独自に調査・収集する資料・データ等に基づいて実施する。
 - ◆ 訪問調査は、書面調査では確認できなかった事項および関係者からの意見聴取を実施する。
- ※ 訪問調査については、令和6年度には、少人数での実地調査と、オンラインによる面談調査の2段階で実施予定。

評価の方法：評価の実施体制

◆大学機関別認証評価委員会：

国・公・私立大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者から構成される。

◆評価部会：

評価委員会の下に設置され、具体的な評価を行う。対象大学の学部等の状況に応じ、必要に応じて分野の専門家等を配置する。

◆評価チーム：

評価部会の中に、対象大学ごとに主査と数人の専門委員からなる評価チームを編制する。

◆運営小委員会：

各評価部会間の横断的な事項や評価結果（原案）の調整等を行う。評価部会長と機構教員で構成する。

機構による基準ごとの判断

3 巡目から変更なし

- ◆大学評価基準に定められた基準ごとに、
自己評価書の内容の分析及び必要な事項の確認（書面調査）
並びに訪問による実地調査（訪問調査）を踏まえ、
その基準を満たしているか否かの判断を行うとともに、
その理由を明示。
- ◆教育課程と学習成果に関する基準については、
各教育課程の状況を踏まえて各学部・研究科等の教育研究活動等の状況について分析し、それぞれの基準を満たしているか否かを判断し、機関別に評価する。
- ◆改善を要する点が認められた基準については満たしていないものと判断。

大学評価基準に係る機構の判断

◆すべての基準を満たしている場合

⇒ 大学評価基準に適合していると判断（適合認定する）

◆満たしていない基準があった場合

1. すべての基準に係る状況を総合的に勘案して、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況を確認

⇒ 確認できた場合、大学評価基準に適合すると判断

⇒ 確認できない場合、大学評価基準に適合しないと判断

2. 【重点評価項目】として位置付ける内部質保証の体制又は手順を整備していないと確認した場合には、

他の基準の状況如何に関わらず大学評価基準に適合しないと判断

改善を促し、個性の伸長に資する評価内容

- ◆大学評価基準に適合しているか否かの判断に併せて「改善を要する点(なぜ基準を満たしていないか)」を示す。
- ◆大学が特に記す成果に基づいて「優れた点」を示す。
※自己評価書に記述していない場合には、優れた点を指摘できない

追評価

3 巡目から変更なし

- ◆大学評価基準に適合していないと判断された大学は、
評価実施年度の翌々年度までであれば、**満たしていないと判断された基準**に限定して追評価を受けることができる。
- ◆追評価において当該基準を満たしていると判断された場合には、先の評価と併せて、大学評価基準に適合しているものと認め、その旨公表する。

評価のスケジュール

大学の自己評価担当者等に対する研修会等（評価前年度 6 月）

→ 評価の申請及び受付（評価前年度 9 月末）

→ 大学別研修（評価前年度末～評価年度 6 月頃）

→ 機構の評価担当者に対する研修（6 月）

→ 自己評価書提出（6 月末）

→ 書面調査

⇒ 評価部会（8 月）

→ 書面調査結果、確認事項の通知（9 月）

→ 訪問調査（10月～11月）

⇒ 評価部会（12月）

→ 評価結果（案）通知（1 月）

→ 評価結果（案）に対する意見申立て

→ 評価結果確定（3 月）

→ 公表

【3 巡目からの主な変更点】

これまで事前相談として行っていたものを「大学別研修」として、評価スケジュールに位置付けた。

3 巡目からの変更点を踏まえた 大学評価基準について

参照資料:

『大学機関別認証評価:大学評価基準(令和6年9月改訂)』

4 巡目の基準の構成（再掲）

『大学機関別認証評価：大学評価基準（令和6年9月改訂）』

27から22に削減

教育活動を中心として大学の教育研究活動等の総合的な状況を評価するために、6領域に分類される22の基準から構成

- 領域 1 教育研究上の基本組織等に関する基準
- 領域 2 内部質保証に関する基準
- 領域 3 財務運営及び情報公表等に関する基準
- 領域 4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準
- 領域 5 学生の受入に関する基準
- 領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

※内部質保証に係る基準のうち大学評価基準で定めるものについては、【重点評価項目】として位置付け

全体的な変更点

各領域に付記している「判断の指針」を削除

⇒各基準の考え方や分析の観点等の概要を記述している内容については、評価対象校が自己点検・評価作業に際して従う自己評価実施要項において詳細に説明しているため。

領域 1：教育研究上の基本組織等に関する基準

基準 1－1

教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること

※「大学等の目的」：

大学、学部（学部以外の教育研究上の基本となる組織を含む）、学科又は課程若しくは大学院、研究科（研究科以外の教育研究上の基本となる組織を含む）又は専攻ごとに定められた人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的

基準 1－2 3 巡目からの変更点あり

教育研究活動等の展開に必要な教職員が適切に配置され機能していること

基準 1－3 3 巡目からの変更点あり

教育研究上の基本組織に、教育研究活動等の実施及び審議に必要な体制が適切に整備され機能していること

領域 2：内部質保証に関する基準（再掲）

基準 2－1 【重点評価項目】

内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

基準 2－2 【重点評価項目】

内部質保証のための手順が明確に規定されていること

基準 2－3 【重点評価項目】 旧基準 2－4 を統合

内部質保証が有効に機能していること

基準 2－4 3 巡目からの変更点あり

組織的に、教員の質及び教育研究活動を補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること

領域 3：財務運営及び情報公表等に関する基準

基準 3－1

財務運営が大学等の目的に照らして適切であること

【3巡目からの変更点】旧基準 3－2～3－5は廃止

基準 3－2 3巡目からの変更点あり

大学の教育研究活動等に関して、法令等が求める情報公表及び法令遵守に係る取組等が適切であること

領域 4：施設及び設備並びに学生支援に関する基準

基準 4－1

教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

- 教育のための附属施設
- 情報資源活用環境
- 授業外学習環境等

基準 4－2

学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

- 学生支援の状況のうち、「学習支援」を除くもの

領域 5：学生の受入に関する基準

基準 5－1

学生受入方針が明確に定められていること

基準 5－2

学生の受入が適切に実施されていること

基準 5－3

実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること

領域 6：教育課程と学習成果に関する基準

領域 6 については、各大学に備わっている教育の内部
質保証体制（領域 2 参照）において自律的、組織的、
継続的に点検・改善を行っていただいているため簡素
化を検討中。

基準 6－1

学位授与方針が具体的かつ明確であること

基準 6－2

教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

基準 6－3

教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び
教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準である
こと

基準 6－4

学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、
学習指導法が採用されていること

領域 6：教育課程と学習成果に関する基準（続き）

基準 6－5

学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること

基準 6－6

教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

基準 6－7

大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること

基準 6－8

大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

◆各領域及び基準の変更点

領域 1

以下の変更を踏まえ、名称を「教育研究上の基本組織等」に変更。

旧基準 1－2

「教員が適切に配置され」を「教職員が適切に配置され機能している」に変更。大学設置基準等の改正（令和4年9月）において、教員組織及び事務組織の規定が廃止され「教育研究実施組織等」が規定されたことを踏まえ、設置基準が定める教員数の配置を確認する基準から、事務組織に係る基準（基準3－3及び基準3－4）を含めた教員・職員の配置及び機能の状況を確認して判断する基準として改訂。

旧基準 1－3

基準1－2の内容を改めることに合わせ、表記を調整。

本基準において、教授会・教務委員会など学部等に置かれる審議体その他の運営体制を分析対象とする点に変更しない。

◆各領域及び基準の変更点

領域 2

旧基準 2－4

内部質保証が機能している状況进行分析して判断する基準であるので、基準 2－3 に統合。

旧基準 2－5

設置基準等改正（令和 4 年 9 月）において「指導補助者」が導入されたことを踏まえ、表記を調整。

◆各領域及び基準の変更点

領域 3

旧基準 3－2

法人の管理体制に関する基準を削除し、基準 1－2 に統合。
但し、危機管理や法令遵守等については引き続き分析する。

旧基準 3－3～3－4

設置基準等改正（令和 4 年 9 月）において事務組織に関する章が廃止されたことを踏まえ、3 巡目では基準 3－3～3－4 において分析した内容を、基準 1－2 の判断の分析内容に統合し、廃止する。

旧基準 3－5

内部統制及び監査の状況は廃止する。

認証評価は

大学と大学改革支援・学位授与機構との
信頼関係に基づく協同作業

教育の内部質保証：

「体制確立」から「日常の営み」へ